

議案第 108 号

伊賀市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正について

伊賀市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例

第 1 条中「設置及び」を削る。

第 2 条第 1 項中「市が設置する」を「改正前の伊賀市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の規定により市が設置した」に改め、同条第 2 項中「、次条に規定する処理区域内において」及び「又はこれらを建築中若しくは建築しようとする者」を削り、同条第 3 項中「この条例に基づき設置された合併浄化槽」を「合併浄化槽」に改める。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「新設、増設、又は」を「増設又は」に、「新設等」を「増設等」に改め、同条第 2 項中「新設等」を「増設等」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 4 条とし、第 9 条を第 5 条とする。

第 10 条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条中「分担金、使用料及び延滞金の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部に相当する額を免除」を「使用料を減免」に改め、同条を第 6 条とし、第 11 条を第 7 条とし、第 12 条を第 8 条とし、第 13 条を第 9 条とする。

第 14 条第 1 項中「第 7 条第 2 項の規定による通知を受けた」及び「、第 7 条第 1 項の規定により定められた額のうち」を削り、同条を第 10 条とし、第 15 条を第 11 条とする。

第16条第1項第1号中「第5条」を「第3条」に、「新設等」を「増設等」に改め、同条を第12条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。